

「身上保護を重視した」後見・保佐・補助支援プラン			
受任 番	様 年齢(歳)	作成日 年 月 日	
	本人の思い	関係者の意見・家族の思い	支援に当たっての課題
生活の場	※現在の住まいの状況 ※将来はどこで、誰と、 ※不動産の処分 等々		
経済状態	※定期的な収入で賄えるか ※預貯金に不足はないか		
健康のこと 通院、入院	※通院・入院の要否、援助者は		
社会参加のこと	※友人、近隣、地域とのつながり ※介護等の事業所の利用		
終末期のこと	※延命治療 ※最期を迎える場所(病院・施設・自宅) ※葬儀・墓地		
ケアプラン・ 医療方針等	※医師、ケアマネ、介護事業等の援助方針		
総合支援方針			
目標	長期目標	中期目標	短期目標
		※目標期間は個別設定	※目標期間は個別設定
モニタリング 実施日: 年 月 日	※短期目標設定期間満了日を基本に、実施状況を把握し、次期目標設定へとつないでいく		

※被後見人がどんな背景を持ち、どんな支援を必要とするかといった基本的な情報を簡潔にまとめて後見アセスメント表を作成します。身体状況や環境、日常生活全般の状況を的確に理解し、課題を把握するため、「身上保護を重視した」後見・補佐・補助支援プランを作成し支援します。

後見受任するには、被後見人本人と本人を取り巻く環境をよく理解して、信頼関係を築くことが必須です。そのうえで課題となることを整理し、その方らしい後見支援プランを作成しなくてはなりません。後見人の職務をきちんと整理し、チームによる対応で、手厚い身上保護と正確な財産管理を行っていきます。後見事務担当グループでは、各種情報の共有を図り、会として均一した後見を行っていくために「後見業務マニュアル」を作成中です。

2. 意思決定支援

認知症等の症状にかかわらず、本人には意思があり、意思決定能力を有することを前提として、意思決定支援をすることが重要です。

- ・ 誰にも意思がある
- ・ 本人の意思を尊重する
- ・ 勝手に推測しない、決めつけない
- ・ チームで支援する
- ・ 記録を残す



2018年7月に制定した「市民後見人の行動指針」に則って今後も活動していきます。

1. 市民後見人は本人の良き理解者であり、良き伴奏者である
2. 市民後見人は本人の意思や選好を最もよく知る者である
3. 市民後見人は本人の支援者であり、周囲の支援者たちとのよき仲介役である
4. 市民後見人は本人に関与しながら自分自身の心を観察する
5. 市民後見人は職務を正しく遂行しなければならない
6. 任意後見契約を締結する場合の基本姿勢（倫理宣言）